

# 職場における受動喫煙を防止するために

「職場における受動喫煙防止対策のためのガイドライン」が  
策定されました



2020年へ向けて  
原則屋内禁煙を実現し、  
たばこの煙のないオリンピック・  
パラリンピックを



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 1 「職場における受動喫煙を防止するためのガイドライン」の趣旨

健康増進法で義務付けられる事項及び労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項を一体的に示すものとして、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定しました。

健康増進法では、各施設を次のように類型化しています。ガイドラインに基づき、それぞれの施設の類型に応じて認められた対策を実施しましょう。

**【第一種施設】** ○敷地内禁煙  
 ○敷地内禁煙  
 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができる。  
 (子どもや患者等に配慮)  
 学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等

**【第二種施設】** ○原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）  
 (第一種施設以外)

事務所、工場  
 ホテル、旅館、飲食店  
 旅客運送事業、船舶  
 国会、裁判所等  
 (個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外)

○屋内禁煙



○喫煙専用室設置(※)



○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



**【経過措置】**

既存の経営規模の小さな飲食店  
 (個人又は中小企業が経営客席面積100㎡以下)

○喫煙可能(※)



○屋内禁煙



**【喫煙目的施設】**

喫煙を目的とする施設

○施設内喫煙可能

**【屋外や家庭など】**

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

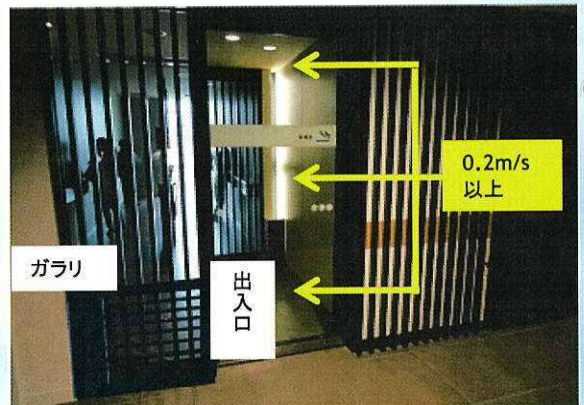
注) 地方公共団体の条例がある場合は、そちらに従わなければなりません。

喫煙室専用等の必要な**技術的基準**は以下のとおりです。

○喫煙室出入口の気流:0.2m/秒以上であること  
 (扉の全開放時)

○たばこの煙が室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること

○たばこの煙が屋外に排気されていること



排風量の計算にあたっては、ガラリの面積も考慮し、かつ、扉を全開したときに0.2m/s以上の風速が得られること。

## 2 組織的対策

○ **事業者・労働者の役割**

**事業者**：受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、組織的に実施することが重要であり、衛生委員会等の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、実情を把握した上で、適切な措置を決定しましょう。

**労働者**：事業者の措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等などを通じて、必要な対策について積極的に意見を述べましょう。

### ○ 対策の組織的な進め方

**推進計画**：受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定しましょう。

**担当部署**：受動喫煙防止対策の担当部署や担当者を決めましょう。

労働者の相談対応や情報収集・分析を行い、衛生委員会などに報告しましょう。

**労働者の健康管理等**：受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等における調査審議事項としましょう。

**標識の設置・維持管理**：喫煙できる場所を定めようとするときは、その入口などに標識を掲示しましょう。

**意識の高揚及び情報の収集・提供**：労働者に対して、教育や相談対応を行うことで、意識の高揚を図りましょう。さらに、受動喫煙による健康影響等の情報を収集し、衛生委員会等に提供しましょう。

**労働者の募集及び求人の申込み時の受動喫煙防止対策の明示**：労働者の募集・求人の申込み時には、受動喫煙防止対策に関する事項を明示しましょう。

### ○ 妊婦等への特別な配慮

受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、妊婦など、受動喫煙による健康影響を受けやすい者に対して、特に配慮を行いましょう。

## 3 喫煙可能な場所における作業に関する措置

### ○ 20歳未満の者の立入禁止

健康増進法では、喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることが禁止されています。20歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内しないことはもちろん、喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにしましょう。

### ○ 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

健康増進法において適用除外の場所となっている宿泊施設の客室（個室に限る。）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じましょう。

### ○ 20歳以上の労働者に対する配慮

20歳以上の労働者についても、事業場の実情に応じ、次に掲げる事項について配慮しましょう。

- ・勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫
- ・喫煙専用室等の清掃における配慮
- ・業務車両内での喫煙時の配慮

## (参考) 受動喫煙防止対策に関する支援

### 中小企業向けに設備設置の助成金制度

次の条件に合致した場合に、費用の**1/2**、**飲食店**には補助率を**2/3**助成します（ともに上限**100万円**）。

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ② 次の表のいずれかに該当する中小企業事業主であること。

（労働者数か資本金のどちらかの条件を満たせば、助成対象となります）

業種	常時雇用する労働者の数	資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

- ③ 一定の基準を満たす下記の設備を設置し、それ以外の屋内を全面禁煙とすること  
・喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室・屋外喫煙所など

単位面積あたりの助成対象経費の上限額は原則60万円/㎡となります（助成額はその1/2または2/3）。

**助成制度や受動喫煙防止対策等の詳細は、各都道府県労働局にお問い合わせください。**

- ◆ 助成金の申請窓口 → 雇用環境・均等部企画室または雇用環境・均等室
- ◆ 喫煙室等に関する技術的な事項 → 労働基準部健康課または健康安全課

### 電話相談・実地指導・講師派遣

（全事業者が利用可能、**利用無料**）

受動喫煙防止対策について**電話相談**を行っています。「助成金を活用したいが、要件を満たしているか分からない」「どのような喫煙室を作ればいいのか分からない」「既存の喫煙室がうまく機能しているか不明だ」などの悩みをお持ちの方お気軽に電話ください。

**相談ダイヤル：050-3537-0777**

必要に応じて、専門のコンサルタントを現場に派遣して、**実地指導**も行います。

また、社内研修や団体の会合に対して**講師派遣**を行い、受動喫煙防止対策に関する説明を行います（説明する内容については希望を承ります）。

※令和元年度受託事業者：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

### 測定機器の貸出し

（中小企業主に限らず、全事業者が利用可能、**利用無料**）

事業場内の空気環境の把握のために、**デジタル粉じん計**、**風速計**の**無料貸出・機器の使用**方法の説明を行っています。設置した喫煙室の機能の確認や事業場内の環境の現状把握などに、ぜひご活用ください。

**申込受付ダイヤル：03-3635-5111**

※令和元年度受託事業者：柴田科学（株）